

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

| | | | |
|-------|---------------------|---------|-------------------|
| 事件番号 | 昭和 54(オ)83 | 原審裁判所名 | 東京高等裁判所 |
| 事件名 | 遺言無効確認 | 原審事件番号 | 昭和 53(ネ)362 |
| 裁判年月日 | 昭和 54 年 5 月 31 日 | 原審裁判年月日 | 昭和 53 年 10 月 19 日 |
| 法廷名 | 最高裁判所第一小法廷 | | |
| 裁判種別 | 判決 | | |
| 結果 | 棄却 | | |
| 判例集等 | 民集 第 33 卷 4 号 445 頁 | | |

| | |
|------|--|
| 判示事項 | 自筆遺言証書の日付として「昭和四拾壹年七月吉日」と記載された証書の効力 |
| 裁判要旨 | 自筆遺言証書の日付として「昭和四拾壹年七月吉日」と記載された証書は、民法九六八条一項にいう日付の記載を欠くものとして無効である。 |

| 全 文 | |
|-----|--|
| 主 文 | 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 |
| 理 由 | 上告代理人繩稚登の上告理由について 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者は、全文・日附・氏名を自書して押印しなければならないのであるが（民法九六八条一項）、右日附は、曆上の特定の日を表示するものといえるように記載されるべきものであるから、 <u>証書の日附として単に「昭和四拾壹年七月吉日」と記載されているにとどまる場合は、曆上の特定の日を表示するものとはいえず、そのような自筆証書遺言は、証書上日附の記載を欠くものとして無効であると解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 戸田弘 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎萬里 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗） |

※参考：判例タイムズ 389 号 69 頁、判例時報 930 号 64 頁、金融商事判例 577 号 23 頁